平成２３年（フ）第３６号
静岡県駿東郡小山町菅沼501番地の１
債務者　株式会社河野建設
代表者代表取締役　河野　一郎
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　弘之
４　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前11時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
宮城県加美郡加美町菜切谷字原14番地の１
債務者　伸幸コンクリート株式会社
代表者代表取締役　佐々木秀一
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横田　由樹
４　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前11時30分
仙台地方裁判所古川支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３２号
山口県周南市河東町６番16―309号
債務者　太田　恭子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　通山　和史
４　破産債権の届出期間　平成23年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年６月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３８号
神戸市垂水区塩屋町６丁目25番49号　カレッタ塩屋Ｃ棟、住民票上の住所奈良市中登美ヶ丘６丁目５番１―403号
債務者　香島　　剛
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種谷有希子
４　破産債権の届出期間　平成23年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４７号
鳥取県鳥取市岩倉250番地５
債務者　生駒　　藏
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　富人
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２８号
鹿児島県姶良市加治木町木田2240番地23
債務者　今西ひとみ
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上川　　清
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前11時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
北海道旭川市神楽１条11丁目５番８号　カトレアハイツ202
債務者　菅原　秀樹
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　武雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
北海道旭川市神楽１条11丁目５番８号　カトレアハイツ202
債務者　菅原　美佳
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川村　武雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９号
北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線14番地
債務者　大原　孝司
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線14番地
債務者　大原　信子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９号
北海道旭川市永山６条３丁目１番14号　ウエルカム６号棟105号
債務者　福田　智子（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古田　　渉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目14番65号　愛宕荘３号
債務者　向井　光弘
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
山形県天童市大字山口3509番地の３
債務者　松田　知之
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時20分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
山形県寒河江市大字柴橋1460番地の21
債務者　菅野　美香
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
山形地方裁判所民事部